

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
1	全体		選定結果の公表を含め、今後のスケジュールを知りたい。	<p>【予定であり、変更することがあります。】</p> <p><実証事業選定まで></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年5月30日 公募締切 ・～6月末 実証事業選定（必要に応じ、ヒアリングを実施） ・7月上旬 選定結果公表（観光庁ウェブサイトに掲載） <p><実証事業選定後></p> <ul style="list-style-type: none"> ・～令和7年1月末 事業計画書作成後、実証事業実施。 実証事業実施報告書作成・提出 実証事業終了後経費精算・報告 →実証事業実施者へ経費支払い（精算払い） ・令和7年2月～3月 成果取りまとめ（成果報告会開催・資料公表等）
2	全体		今回の公募（令和6年4月25日～令和6年5月30日）終了後に二次公募の予定はあるか。	現時点で、2次公募の予定はありません。
3	全体		公募の結果、選定される事業実施者の数はどの程度か。	4件程度を想定しています。
4	全体		本事業の補助率（自己負担割合）はどのようになっているのか。	<p>モニターツアーの実施に係る経費の計上は50%が上限となります。</p> <p>本事業は、補助金や交付金の類の補助事業ではなく、観光庁における調査事業の一環として実施されるものであり、この調査に要する経費を国費により負担します。</p> <p>国費により支弁する経費の規模は、1事業当たり10百万円（税込）を上限とし、採択件数の多寡や、採択過程における選定委員による書面審査やヒアリングの結果等を踏まえた上で、金額を調整します。</p>
5	Ⅱ．募集内容等	1．申請条件	どのような組織が応募主体になれるか	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、地域振興を目的とした民間事業者や団体、協議会等の組織
6	Ⅱ．募集内容等	1．申請条件	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、交通事業者・金融機関・観光事業者をはじめとする等の民間事業者等又はそれらによる組織・団体・協議会」とあるが、組成割合に指定はあるか。	組成割合に指定はありません。
7	Ⅱ．募集内容等	1．申請条件	受入地域は、複数地域での実施も可能か	<p>ワーケーションの受入地域を一か所に選定せず、複数の地域において実証を行うことも可能です。</p> <p>例えば、A市で30人泊分を実施した後、残り70人泊分をB市で実施する</p>
8	Ⅱ．募集内容等	1．申請条件	民間事業者や団体、協議会等の「等」には何が含まれるのか。	民間企業のほか、一般社団法人や一般財団法人、特定非営利活動法人等の多様な関係者を想定しています。また、法人格を有するかどうかは問いません。
9	Ⅱ．募集内容等	1．申請条件	送り手となる企業が申請主体となることは可能ですか	可能です。ただし、受け手となる地域側の地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)等と共同で申請する場合があります。
10	Ⅱ．募集内容等	1．申請条件	地域に訪訪する企業/組織等は事業部（部署）単位でも可能か。	可能です。ただし、商品としての販路形成や恒常的なワーケーション受入のための体制整備に向けた検証が可能な部署である事が条件となります。

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
11	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	応募の段階で、地方公共団体、民間事業者等との連携体制を確立させている必要はあるか。連携先候補として調整中のものでも申請可能か。	申請主体が地方公共団体でない場合は、地方公共団体との連携を必須とし、趣意書を提出いただきます。連携体制は、申請前に事業者間で構築・調整するようにしてください。調整等を行っていないにもかかわらず、連携を想定している事業者名を無断で使用するなど、申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合には、採択後において経費の一部又はその全部が支払われないことがあります。
12	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	実施体制における連携組織について、関係団体同士が書面等で連携を約定している必要はあるか。	地方公共団体との連携においては、趣意書の提出を求めます。その他の関係団体同士においては、書面等による約定・承諾書等の締結等は必須とはしません。内諾でも差し支えはありませんが、いずれにしましても、その連携体制を申請前に事業者間で構築・調整するようにしてください。
13	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	趣意書の作成において、首長決裁や公印が必要になるか。	担当課長等、事業に直接かかわる部署の確認が取れていれば問題ありません。公印も不要ですので、エクセルの様式に沿って記入の上、ご提出ください。
14	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	「一申請主体が複数の申請を行うことは認められません。」とあるが、複数の事業の連携事業者として申請をすることは可能か。	お見込みのとおりです。
15	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	「地域のワーケーションに関する情報を発信するウェブサイトを用意していること」とは、専用サイトであることが必要か	必要ありません。例えば、観光協会のウェブサイト付属の専用ページがある状態でも可とします。
16	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	他省庁等の類似事業で交付金や補助金を受け取っているが、申請可能か	本事業と補助を受けている他事業の業務・重複する経費のすみ分けが明確であれば申請は可能です。
17	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	子どもの預け先について、受入人材や環境等の条件はあるか	特に条件はありませんが、社会通念上、参加者が子どもを安心して預けられることを基準としてください。
18	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	子どもの安全・安心に十分配慮した内容とはどのようなものか	例えば、プログラム中に事故や病気等が発生した場合に備えて、保険に加入することが参加条件となっているなど、プログラムの内容に合わせて検討してください。
19	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する実証事業の内容	100人泊以上の創出とはどのようなことを指すか	ワーケーションの実施において、地域に滞在する泊数を指します。100人泊の組み合わせは任意となります。 例：20人泊を5回実施
20	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する実証事業の内容	100人泊には、プログラムに参加する子どももカウントしていいか	子どもの人数も大人同様にカウントします。 例えば、大人70人泊、子ども30人泊を創出するプログラムは、100人泊とカウントします。
21	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する実証事業の内容	100人泊とは延べ人数か。	お見込みの通りです。

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
22	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する実証事業の内容	実証地域と同一の都道府県に居住している人が、実証地域に訪れる場合も対象となるのか。	お見込みの通りです。
23	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する実証事業の内容	100人泊以上の来訪機会創出に至らなかった場合の扱いは？	返金や罰則等はありません。ただし、申請時においては、「100人泊以上の来訪機会創出」を達成可能な計画としてください。未達となった場合は、その要因の分析を実施していただき、報告していただけます。
24	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する実証事業の内容	親子でも参加可能な業務型ワーケーションプログラムは、子どもの年齢制限のある募集でもいいのか	プログラムの内容によって、参加対象を「未就学児限定」「小学生限定」と設定することはかまいません。ただし、子育て世代がより参加しやすいワーケーションプログラムとなっていることが望ましいです。
25	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する実証事業の内容	親子でも参加可能な業務型ワーケーションプログラムは、子連れ参加のみの募集としてもいいか	企業のニーズに沿ったプログラムであれば問題ありません。
26	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する実証事業の内容	親子でも参加可能な業務型ワーケーションプログラムは、体験メニューとして親子で参加できるメニューを必ず含まなければならないか	親子で参加できる体験メニューの設定は必須ではありません。大人のみ子どものみのプログラムの混在でもかまいません。
27	Ⅱ. 募集内容等	3. 実証規模	「モニターツアーの実施に係る経費全体の50%を上限」とあるが、どういう意味か	モニターツアーに係る経費の50%が支援対象の上限となります。支援申請額全体の50%という意味ではありません。
28	Ⅱ. 募集内容等	3. 実証規模	モニターツアーに係る経費に事前準備に関する費用も含まれるのか	事前準備に関わる費用は支援対象です。ただしモニターツアーの実施に係る経費（＝ツアー代金）は50%を上限とします。
29	Ⅱ. 募集内容等	3. 実証規模	「子どもが参加するモニターツアーのみが対象」とあるがどういう意味か	例えば、1企業の複数のチームが別日程でワーケーションプログラムを実施する場合に、子どもの参加しないチームは支援対象になりません。
30	Ⅱ. 募集内容等	3. 実証規模	子供とは何歳までか？	メインターゲットは未就学児・小学生を想定していますが、特に制限はございません。
31	Ⅱ. 募集内容等	3. 実証規模	申請主体者が独自に伴走支援者を設置した場合、支援に関わる費用は事業者負担とあるが、支援は受けられないという理解か。	当該費用はモデル実証経費として精算が可能です。
32	Ⅱ. 募集内容等	4. 伴走支援者について	伴走支援者はどのような方が選定されているか	公募用の特設ページをご参照ください。 なお、事業事務局において選定した伴走支援者は、地域や企業におけるプログラムの造成・誘致支援のため、地域でのワーケーション推進の経験を持つ者又は人材育成等の研修プログラムの作成に知見を有し、伴走支援者自身がワーケーション実践者であり、ワーケーションの価値について一定の理解をしている者です。
33	Ⅱ. 募集内容等	4. 伴走支援者について	申請において伴走支援者からの申請書の作成支援を受けることは必須か	申請段階においては必須ではありませんが、実証事業の実施にあたっては、1名の伴走支援者を配置することが必須となっています。申請主体において独自に伴走支援者を選定することも問題ありません。

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
34	Ⅱ. 募集内容等	6. (2) 申請前の各種調整等について	必要な許認可について、申請は行わがその結果が出ていない場合も申請可能か。	申請は妨げませんが、実証事業に選定された後に許認可が下りないといった事態とならぬ様、許認可申請先と事前調整を行うようにしてください。
35	Ⅱ. 募集内容等	7. 対象経費	「謝金」について、国の支出基準が記載されている資料はあるか。	次のURLをご参照ください。 https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001585213.pdf
36	Ⅱ. 募集内容等	7. 対象経費	「借料及び損料」について、本事業の実証事業においてワーケーションプログラムの実施する際に、借り上げる必要がある土地や建物の借料は経費計上が可能か。	事業実施者における経常的な経費（例えば事務所等に係る家賃）は認められませんが、実証事業の実施で必要がある場合は経費計上が可能となります。なお、自己所有以外の土地や建物を借りる場合は、あらかじめ所有者等の許可等を得る必要があります。土地や建物の購入は認められません。
37	Ⅱ. 募集内容等	7. 対象経費	消耗品費とは概ねいくらのものまでになるか	単価5万円以下で企業や組織において、資産計上されないもの（減価償却対象とならないもの）を指します
38	Ⅱ. 募集内容等	7. 対象経費	実証事業等の委託について、委託先の数や委託比率に制限はあるか。	申請に当たり特に制限はありませんが、再委託可否についての詳細については、選定後に観光庁及び事業事務局が精査し判断します。また、事業の主たる部分（企画、実施、取りまとめ等）の再委託はできません。また経費の全額を一者に委託することもできません。
39	Ⅱ. 募集内容等	7. 対象経費	再委託費に上限はあるか	上限はありません。ただし、自治体を除き再委託費が過大になる場合には委託内容や委託の内訳についての説明を求められることがあります。
40	Ⅱ. 募集内容等	7. 対象経費	実証事業等の委託先からの更なる委託（再々委託）は認められるか。	申請に当たり特に妨げませんが、それを含めた再委託可否についての詳細については、選定後に観光庁及び事業事務局が精査し判断します。
41	Ⅱ. 募集内容等	7. 対象経費	事業期中の中間精算はあるか	中間精算は実施せず、事業完了後の一括清算を想定しています
42	Ⅱ. 募集内容等	7. 対象経費	事業で実施するモニターツアーの経費（負担50%）はどの経費項目になるか	人件費、旅費、消耗品費等、実態に合った経費項目に計上ください。なお、旅行会社等へ委託（委託費）して実施することは妨げません。
43	Ⅱ. 募集内容等	7. 対象経費	選定過程及び選定後において、有識者の意見により実証事業の内容を変更することとなった場合等は、申請時に提示した経費の総額及び内訳を変更して実証事業を実施することは可能か。	お見込みのとおりです。選定後は、選定した事業ごとに決定した採択額の範囲内での総額及び内訳の変更が認められます。
44	Ⅱ. 募集内容等	8. 実証事業等の経費計上期間（実施期間）	「広告宣伝費」について、事業内で作成したウェブサイトは実証事業終了後も継続して利用可能か。	利用可能です。

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
45	Ⅱ. 募集内容等	8. 実証事業等の経費計上期間（実施期間）	「広告宣伝費」について、事業内で制作したウェブサイト等を令和7年度以降も継続して利用する場合、運営費等の経費は令和6年度分のみ計上可能との理解で相違ないか。	令和6年度分（令和7年3月31日まで）ではなく、経費計上期間の令和7年1月31日までの経費を計上可能とします。
46	Ⅲ. 事業実施者の選定	2. 選定基準	<審査における加点項目>に記載されている事項は、提案内容に含まれている場合は加点されるだけであり、含まれていない場合は減点されるものではないという理解でよろしいか。	お見込みのとおりです。<審査における加点項目>に記載の観点は、申請における必須事項ということでもありません。
47	Ⅲ. 事業実施者の選定	2. 選定基準	<審査における加点項目>に記載されている教育機関は、民間企業が運営する塾なども含まれるか	含まれます。子どもの学校生活のフォローアップを実施できる機関を想定しています。
48	Ⅲ. 事業実施者の選定	4. 実証事業の申請方法	エントリー申請は必ず必要か	必要です。申請段階の計画策定補助を希望する場合は、早めに申請ください。
49	Ⅳ. 留意点	1. 申請内容等について	「経費の一部又はその全部が支払われないことがある」とあるが、どのような場合に、誰がいつどのような形で判断するのか。	採択に当たり合意した事項が行われない又は守られない場合、申請書に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合等が該当します。最終的には、事業の終了後である令和7年2月以降に、観光庁及び事業事務局が精査した上で判断します。
50	Ⅳ. 留意点	3. 事業経費・精算について	新たに機材や装置等が必要となった場合は、購入ではなくリースとあるが、レンタルでも問題ないか。	お見込みのとおりです。
51	Ⅳ. 留意点	3. 事業経費・精算について	外部要因によりスケジュールに遅延が生じ、年度内に予定していた実証を完了できなかった場合、経費の支払いはどのようなになるか。全額支払いなしになるのか。	経費計上期間は、原則として令和7年1月31日までとしております。個別の事情に鑑み、この期間外の取組についても対象とする必要があると観光庁及び事業事務局が認めた場合は、この限りではありません。この場合でも、対象期間内までに実証を完了出来なかった場合は、当該対象期間に支出した経費のうち、適切に支出された部分について精算払いにより支払われます。
52	Ⅳ. 留意点	3. 事業経費・精算について	既存の取組に係る経費も対象となるのか。新規の取組限定か。	既存の取組そのものに係る経費は対象となりません。既に提供されているコンテンツを活用し、新たな事業を実施する場合は、実証事業の実施期間内において、新たに実施される取組に係る部分のみを経費の対象とします。
53	Ⅳ. 留意点	5. その他	「著作権」に関する記載があるが、広告宣伝で作成するデータの使用期限も令和7年1月31日までか（例：広告・ポスター・パンフレット等の制作データを継続して令和6年度以降も使用することは可能か。また、当該制作データの増刷や再編集を行い、継続して利用することは可能か。）。	実証事業の成果物とは、公募要領「Ⅱ. 募集内容等」の「6. 実証事業の実施に付随する業務」で作成された事業実施報告書等の資料を指します。お示しのデータは成果物ではないため、継続して使用することは可能です。